

令和5年度青森県保育士資格取得推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材を確保することによる子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子どもを安心して育てることができるよう体制整備を目的とし、幼稚園教諭免許状を有する者等の保育士資格取得を支援するため、「保育人材確保事業の実施について」(平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添1「保育士資格取得支援事業実施要綱」及び「青森県保育士資格取得支援事業(平成27年度以降)実施要綱」(平成27年10月29日制定)に基づき、別表第5欄に定める対象施設等に対し、保育士資格取得に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、青森県保育士資格取得推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額等)

第2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- (4) 保育所等保育士資格取得支援事業

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助基準額は、別表のとおりとする。

3 補助金の額は、別表第1欄に定める事業の種類ごとに、同表第2欄に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額(算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)の合計額とし、同表第4欄に掲げる額を上限とする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、申請者が個人の場合は(3)の書類の添付は不要である。

- (1) 所要額内訳表(第2号様式)
- (2) 事業完了報告書(第3号様式)
- (3) 当該補助金に係る収支決算(見込)書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 対象施設等での勤務ができなくなった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (2) 指定保育士養成施設の受講に要した経費の収支、その他対象施設等での勤務及び代替職員雇上に関する帳簿、証拠書類等を備え付け、これを令和6年4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- (3) (2)の帳簿、証拠書類等を検査する場合又は指定保育士養成施設の受講及び対象施設等での勤務状況、代替職員雇上等について報告を命じた場合においてこれに応ずること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後、第8の補助金の請求があった場合、速やかに交付する。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による報告は、第3の申請書等の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、規則第13条の規定による補助金の額の通知を受けた後、速やかに令和5年度青森県保育士資格取得推進事業費補助金請求書(第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1 事業の種類	2 補助対象経費	3 補助率	4 上限額	5 対象施設等
(1) 認可外 保育施設保育 士資格取得支 援事業	指定保育士養成施設の 受講に必要な入学料、受 講料（面接授業料、教科 書代及び教材費を含 む。）及び上記経費の消 費税	1 / 2	ア 指定保育士養成施設を卒 業することにより保育士資格 を取得する者：対象者 1 人 につき 300 千円	認可外保育施設
			イ 保育士試験の全てを免除 され保育士資格を取得する者 ・「保育士試験の実施につ いて」（平成 15 年 12 月 1 日 雇児発第 1201002 号雇用 均等児童家庭局長通知）別 表の②③を活用する者（特 例制度対象者）：対象者 1 人につき 100 千円 ・上記通知別表の①を活用す る者：対象者 1 人につき 2 00 千円	
	保育従事者の代替に伴 う雇上費	10/10	1 日当たり 7, 440 円	
(2) 保育教 諭確保のため の保育士資格 取得支援事業	指定保育士養成施設の 受講に必要な入学料、受 講料（面接授業料、教科 書代及び教材費を含 む。）及び上記経費の消 費税	1 / 2	対象者 1 人につき 100 千円	認定こども園及び同園 への移行を予定してい る保育所、幼稚園
			保育士の代替に伴う雇 上費	
(3) 幼稚園 教諭免許状を 有する者の保 育士資格取得 支援事業	指定保育士養成施設の 受講に必要な入学料、受 講料（面接授業料、教科 書代及び教材費を含 む。）及び上記経費の消 費税	1 / 2	対象者 1 人につき 100 千円	幼稚園教諭免許状を有 し保育士資格を有して いない者

別表

1 事業の種類	2 補助対象経費	3 補助率	4 上限額	5 対象施設等
(4) 保育所等保育士資格取得支援事業	指定保育士養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税	1 / 2	ア 指定保育士養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者：対象者 1 人につき 300 千円	保育所、認定こども園又は認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院、児童養護施設
			イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者 <ul style="list-style-type: none"> ・「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等児童家庭局長通知) 別表の②③を活用する者（特例制度対象者）：対象者 1 人につき 100 千円 ・上記通知別表の①を活用する者：対象者 1 人につき 200 千円 	